

瀬戸市子ども・若者センター条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第12号

瀬戸市子ども・若者センター条例施行規則

瀬戸市家庭児童相談室に関する条例施行規則（平成22年瀬戸市規則第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、瀬戸市子ども・若者センター条例（令和2年瀬戸市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの役割）

第2条 瀬戸市子ども・若者センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる役割を有する。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2に規定する拠点
- (2) 児童福祉法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関
- (3) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第13条に規定する子ども・若者総合相談センター
- (4) 子ども・若者育成支援推進法第21条に規定する子ども・若者支援調整機関

（入館等の制限）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) センターの施設、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) センターの管理運営上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(損害賠償)

第4条 センターの施設、附属設備、備品等を故意又は過失により損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(瀬戸市行政組織規則の一部改正)

第2条 瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(課に属する公所)			(課に属する公所)		
第44条の2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、同表右欄に掲げる事務を分掌する。			第44条の2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、同表右欄に掲げる事務を分掌する。		
所属課	公所名	分掌事務	所属課	公所名	分掌事務
<省略>			<省略>		

こども 未来課	<省略>	<省略>	こども 未来課	<省略>	<省略>
	せとっ子ファミリー交流館	せとっ子ファミリー交流館条例（平成18年瀬戸市条例第44号）に規定するせとっ子ファミリー交流館の管理及び運営に関する事務及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業に関する事務		せとっ子ファミリー交流館条例（平成18年瀬戸市条例第44号）に規定するせとっ子ファミリー交流館の管理及び運営に関する事務、 <u>パーティセと市民交流センター条例（平成16年瀬戸市条例第21号）に規定するキッズルームに関する事務及び子育て支援センターに関する事務</u>	
	子ども・若者センター	瀬戸市子ども・若者センター条例（令和2年瀬戸市条例第44号）に規定する事務		家庭児童相談室	瀬戸市家庭児童相談室に関する条例（平成22年瀬戸市条例第13号）に規定する事務
<省略>			<省略>		
<p style="text-align: center;">（公所の職制）</p> <p>第46条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p>			<p style="text-align: center;">（公所の職制）</p> <p>第46条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p>		
組織	職名	職務	組織	職名	職務
<省略>			<省略>		
浄化センター 管理事務所	<省略>	<省略>	浄化センター 管理事務所	<省略>	<省略>
子ども・若者センター	センター長	上司の命を受け、子ども・若者センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。			
<省略>			<省略>		

2及び3 <省略>	2及び3 <省略>
-----------	-----------

(パーティセと市民交流センター条例施行規則の一部改正)

第3条 パルティセと市民交流センター条例施行規則(平成17年瀬戸市規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(事業) 第3条 市民交流センターの事業は、次のとおりとする。		(事業) 第3条 市民交流センターの事業は、次のとおりとする。	
区分	事業	区分	事業
<省略>		<省略>	
情報ライブラリー	<省略>	情報ライブラリー	<省略>
		キッズルーム	(1) <u>児童の遊び場の提供</u> に関する <u>こと。</u> (2) <u>その他市長が必要と認める事業</u>
<省略>		<省略>	

(瀬戸市福祉事務所規則の一部改正)

第4条 瀬戸市福祉事務所規則(平成30年瀬戸市規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(組織) 第3条 福祉事務所の事務を分掌させるため、次の課及び <u>センター</u> を置く。 (1)から(4)まで <省略>		(組織) 第3条 福祉事務所の事務を分掌させるため、次の課及び <u>室</u> を置く。 (1)から(4)まで <省略>	

(5) 子ども・若者センター

(所掌事務)

第4条 前条に規定する課及びセンターにおける事務分掌は、別表のとおりとする。

(職員)

第5条 <省略>

2 福祉事務所の課に、課長及び必要な職員を置き、子ども・若者センターにセンター長及び必要な職員を置く。

第6条 <省略>

2 課長及びセンター長は、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）に規定する機関のうち、次に掲げる機関の課長又は公所長の職にある者をもって充てる。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 子ども・若者センター

3 <省略>

(職務)

第7条 <省略>

2 <省略>

3 センター長は、上司の命を受け、子ども・若者センターの事務を掌理する。

別表（第4条関係）

課及び <u>センター</u>	事務分掌
<省略>	
<u>子ども・若者センタ</u> ニ	<省略>

(5) 家庭児童相談室

(所掌事務)

第4条 前条に規定する課及び室における事務分掌は、別表のとおりとする。

(職員)

第5条 <省略>

2 福祉事務所の課に、課長及び必要な職員を置き、家庭児童相談室に室長及び必要な職員を置く。

第6条 <省略>

2 課長及び室長は、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）に規定する機関のうち、次に掲げる機関の課長又は公所長の職にある者をもって充てる。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 家庭児童相談室

3 <省略>

(職務)

第7条 <省略>

2 <省略>

3 室長は、上司の命を受け、家庭児童相談室の事務を掌理する。

別表（第4条関係）

課及び <u>室</u>	事務分掌
<省略>	
<u>家庭児童相談室</u>	<省略>